

令和5年度 特定不妊治療費の助成申請について

令和4年4月1日以降、助成制度が変更しています。なお、令和4年3月31日までに開始した治療は旧制度が適用されます。

※（旧制度の申請方法は裏面参照）

令和4年4月1日以降に開始した治療の申請について【新制度適用】

①対象者（以下のすべてに該当する方）

- 夫婦いずれもまたはいずれか一方が新居浜市内に1年以上住所を有する夫婦（事実婚も含む）であること（※他の市町村等で助成申請をされる方は対象となりません）
- 夫婦のいずれもが市税を滞納していないこと
- 治療を開始した日の妻の年齢が43歳未満であること

②対象となる治療等（令和4年4月1日以降、新たに保険適用になったものに限る）

採卵、採精、体外受精、顕微授精、受精卵・胚培養、胚凍結保存、胚移植

③助成金額

1回の申請につき上限9万円（健康保険から還付される金額は助成対象外）

④申請方法

治療開始日から1年以内に、以下の必要書類を持って、保健センターへ申請してください。

また治療開始時に限度額適用認定証の交付を受けてください。

（★の様式は新居浜市ホームページからダウンロード可能。）

	必要書類	備考
1	特定不妊治療費助成金交付申請書兼同意書★	氏名は必ずその本人が署名。 医療機関の受診等証明書毎に必要。
2	個人情報確認同意書★	氏名は必ずその本人が署名。 個人情報確認同意書を提出していただくことで、保健センターが納税状況を確認。そのために夫婦両方の本人確認書類（写し可）が必要。
3	夫婦両方の本人確認書類（写し可）	(1) 顔写真付きで官公署が発行した次のうちどれか1つ 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等 写真付証明書（官公署発行） (2) (1)をお持ちでない場合は、次のうちどれか2つ 健康保険被保険者証、各種年金証明書等(官公署発行) 社員・学生証、通帳、診察券（官公署以外発行）
4	特定不妊治療助成事業受診等証明書★	主治医に記入を依頼。
5	【法律婚の場合】 戸籍謄本(全部事項証明) 【事実婚の場合】 ア. 夫婦両方の戸籍謄本(全部事項証明) イ. 夫婦両方の住民票 ウ. 事実婚関係に関する申立書★	治療開始時に法律上の婚姻関係（又は事実婚関係）であることの証明書類として必要。 ※年度初回時は原本（3か月以内に発行されたもの）が必要。同一年度2回目以降の申請はコピー可。
6	薬剤内訳書★	院外処方の場合、提出があれば助成対象になります。
7	夫婦両方の健康保険証（写し可）	
8	限度額適用認定証	ご加入の健康保険組合にお問い合わせください。
9	特定不妊治療費助成金請求書★	医療機関の受診等証明書毎に必要。
10	請求者名義の銀行通帳（JA、ゆうちょ銀行も可）	
11	夫及び妻の納税証明書	※ 3個人情報確認同意書を提出する場合は不要 自身で発行する場合は、手数料減免のため、申請時に「使用目的 不妊治療助成」、「提出先 保健センター」と記入。
12	加入している健康保険の医療費通知	今回申請する治療期間の属する月の医療費通知をご提出くださると、早めの助成額決定が可能です。可能な限りご協力ください。 （ご加入の健康保険組合にお問い合わせください。）

※「個人情報確認同意書」を提出し、納税状況を確認する方のうち、収入のない人や非課税所得のみの方は課税資料がないため、事前に市民税課で市県民税申告をお済ませください。

申請窓口・問い合わせ先

新居浜市保健センター ☎0897-35-1070

